

資料2-32 粉じんに係る指定施設の種別内訳（令和6年3月31日現在）

規則別表番号	施設種類	施設数	割合（%）
2	ベルトコンベア・バケットコンベア	1,750	40.2
15	サンドブラスト等	846	19.4
14	バッチャープラント等	523	12.0
1	堆積場	281	6.5
17	吹付け塗装機	194	4.5
3	鉱物破砕機等	186	4.3
16	チッパー等	164	3.8
7	原料精選施設、粉砕施設	114	2.6
—	その他	295	6.8
合計		4,353	100.0

規則別表とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3の事です。